

令和5年9月25日

各課長殿

副町長

令和6年度当初予算の編成について（依命通達）

町財政は、令和4年度決算において、一般会計では148百万円の黒字であり、国保事業勘定特別会計等を含めた全会計では100百万円の黒字決算となった。全会計における黒字決算は3年連続であり、これは国民健康保険事業勘定の単年度赤字を年度内解消していることが主要因である。しかしながらこれは東京都からの多額の総合交付金の交付を受けたこと、新型コロナ対策として地方交付税の交付額が増えたことによる赤字解消であり、自助努力によるものではなく依存体質から脱することのできない組織の欠陥ともいえる重要課題が、未だ解消されていないことを十分認識しておかなくてはならない。

財政の弾力性を示す各指標は、経常収支比率94.4%（一般適正水準70～80%）、公債費比率15.1%（一般適正水準10%以下）、公債費負担比率23.1%（一般的に15%警戒ライン・20%危険ライン）、自主財源比率19.6%であり、以前から悪化している指標が多く、予断を許さない状況が続いている。

さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率—（15%）、連結実質赤字比率—（20%）実質公債費比率12.1%（25%）将来負担比率95.2%（350%）となっており、依然気を抜けない状況にある。

このような中、我が国は四半世紀にわたるデフレ経済からの脱却、急速に進行する少子化とその背景にある若年層の将来不安への対応、雇用形態や年齢、性別等を問わず生涯を通じて自らの働き方を選択でき、格差が固定化されない誰もが暮らしやすい包摂社会の実現、気候変動や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な社会経済の構築など、我々の意識の変化や社会変革を求める構造的な課題に直面している。

このため、政府は、「時代の転換点」とも言える構造的な課題の克服に向け大胆な改革を進めることにより、新時代にふさわしい経済社会を創造し、「成長と分配の好循環」を実現することを目標としている。

東京都では、令和6年度予算は、変化する社会情勢の中、東京・日本の輝かしい未来を切り拓くため、産業や経済、社会の構造転換に挑み、一人ひとりが輝く明るい「未来の東京」を実現する予算として、

第一に、東京が日本の成長・発展を牽引し、持続可能な都市へと発展するため、『人』が輝く、「国際競争力の強化」、「安全・安心の確保」の観点から都市力を磨き抜く大胆な施策を積極的に展開すること

第二に、都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスの向上のため、デジタルによるサービス改革を深化させるなど、社会構造の変化を踏まえて制度や仕組みのアップグレードを図りながら、強靱で持続可能な財政基盤を堅持することを基本方針として打ち出している。

令和6年度においては、これらの国や都の経済財政運営の考え方や、町の行財政運営にも大きな影響を与える取り組みをしっかりと注視し、適時適切に対応していく必要がある。

大島町では、令和6年度からは、今年度新たに策定される第7次大島町基本構想・基本計画、実施計画に基づき事業を行っていく予定であり、長期的なビジョンに基づく計画的な行政執行の実現を目指して新たな時代に対応し、また社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるまちづくりを念頭に財政運営を図らなければならない。

したがって、令和6年度については、安易な思いつきや計画性に欠ける政策などを排除し、各施策を着実に進めていくために、実施事業に合致する補助金等歳入を積極的に確保することはもちろん、全事業を例外なく効果検証し、真に町民サービスの向上に資する経費への財源の重点化を図る予算編成を心がけることとする。

また、継続事業についても、事業効果がないものについては国都補助金の返還が生じても廃止するなど、思いきった見直しにより歳出の合理化を図ることとし、新規事業や事務事業のレベルアップは、効果が大きく期待できるものを除き、既存事業の廃止による財源確保（スクラップ&ビルド）をおこなうものとする。

しかしながら、真に住民生活の向上に結びつく施策や、「きぼうのしま」「にぎわうしま」「やさしいしま」をつくることに必要となる施策については積極的に取り上げたいので、十分留意して編成に当たられたい。

以上、令和6年度の予算編成に当たっては、この方針に従い、下記事項に留意の上編成する旨、命により通達する。

記

1. 「第7次大島町基本構想・基本計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」等の計画と整合性を図り、大島町の将来像を十分に把握、認識し、経費の見積りを行うことを基本とする。
2. 国都補助・負担事業については、国・都の予算編成の動向に十分留意するとともに、連絡調整を密にして経費の見積りを行うこと。また、「TOKYO 補助金サーチ 見える化ボード」等を活用し、実施事業に対しての補助金有無を必ず確認すること。
3. 新規事業については、社会情勢等の変化に応じ既定事業廃止等の徹底した見直しを前提にした上で、真に必要なかつ緊急なものを要求すること。また、原則として期限を設定することとし、その執行に他団体の協力を要するものは関係方面と十分調整を図って要求すること。
4. 経費の見積りは、過去数年度の実績や事業効果等十分検討の上行うこと。特に前年度において流用増減を行った経費や執行率の悪かった経費については、実情に即して見直しを行うこと。

また、財源見込が不確実である特別な事情があるものを除き、年間所要額を要求することとし、制度改正等の予測しがたい場合を除いて、年度途中での補正を必要としな

いよう精算すること。

5. 補助金等交付団体については、団体の自主的、自立的な改善努力を促進するように努め、本来の目的に即したものであるか事業計画を十分に精査した上で、前年度実績があるものについては事業効果を検証し、交付団体と協議した上で前例踏襲となることのないよう補助及び委託の内容・方法等を見直し、所要の経費を要求すること。
6. 要求に当たっては、単に係単位の要求にとどまらず、課内で内容を十分検討、精査の上要求し、事業の必要性や積算内容、根拠を説明するに足りる簡潔な資料を準備しておくこと。
7. 施策の全般にわたり創意工夫を重ね、特に施設の管理運営に関しては、民間における経営感覚等を取り入れて、施策の充実に努めること。
8. 歳入に当たっては一般財源が厳しい状況にあるので、一般財源の確保に努めることはいうまでもないが、特定財源の確保についても最大限の努力を払うこと。
9. 全般的事項として、町税、地方交付税等一般財源が激減しているなか、従来の行政レベルを保つことは不可能となっている今、「最小の経費で最大の効果をあげる（行政サービスを行う）」という認識、また、個々の範囲にとらわれず、町全体的なことも考えるという意識改革を行い、時代の変化に的確な対応をし、内外に目を向け従来の事務事業をも根本的に見直し、展開を図り、常に危機感を持つ姿勢が求められているので、その旨を認識して要求事務に当たられたい。